

## 沖縄県の最低賃金が改正施行されます！

守っていますか？ 守られていますか？ 必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も。

地域別最低賃金	特定(産業別)最低賃金		
平成26年10月24日(金)から  時間額 <b>677</b> 円	【糖類製造業】 平成26年11月23日(日)から 時間額 <b>700</b> 円	【新聞業】 平成26年11月27日(木)から 時間額 <b>775</b> 円	【自動車(新車)小売業】 平成26年11月27日(木)から 時間額 <b>705</b> 円
	【各種商品小売業】 平成26年11月30日(日)から 時間額 <b>692</b> 円	【清涼飲料、酒類製造業】 平成25年11月23日(土)から 時間額 <b>686</b> 円	【畜産食料品製造業】 平成25年12月11日(水)から 時間額 <b>683</b> 円

最低賃金に関するお問い合わせは、沖縄労働局 賃金室 ☎(098)868-3421 又は最寄りの労働基準監督署へ